

令和５年度第１回景観審議会眺望景観検討部会 会議要旨

- 1 会議日時 令和６年（２０２４年）１月１８日（木）１５時００分～１７時００分
- 2 開催場所 市役所本庁舎 １４階第７会議室
- 3 出席委員（４名）
角倉 英明、真木 利江、吉田 幸弘、高田 由美
- 4 議事
 - (1) 部会長及び職務代理者の選任について
 - (2) 本通３丁目地区市街地再開発事業について
 - ア 各種計画及び基準等の確認
 - イ 論点設定
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 ６名
報道関係傍聴者 １社
- 7 会議資料
議事(1)関係
広島市景観審議会眺望景観検討部会委員名簿
広島市景観審議会規則
議事(2)関係
資料１ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観施策の経緯
資料２ 景観に関するルール状況（原爆ドーム及び平和記念公園周辺）
資料３－１ 景観計画（抜粋）原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区
資料３－２ 景観計画（抜粋）一般区域
資料４ 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱
資料５ 広島市都市計画マスタープラン（概要版）
資料６ ひろしま都心活性化プラン（概要版）
資料７ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域図
資料８ 広島都心地域における都市再生緊急整備地域／特定都市再生緊急整備地域の概要
資料９ 本通３丁目市街地再開発事業の景観に関する論点の整理等について（案）
- 8 発言の要旨
【委員の紹介】
【部会成立の報告】
【議事の説明】
【議事(1) 部会長及び職務代理者の選任について】
部会長に角倉委員、職務代理者に吉田委員が選任された。
【議事(2) 本通３丁目地区市街地再開発事業について】
【議事(2)ア 各種計画及び基準等の確認】

○角倉部会長

議事(2)アの「各種計画及び基準等の確認」について、事務局から説明をお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

それでは、「各種計画及び基準等の確認」について資料に沿って御説明する。

まず、資料１、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観施策の経緯」を御覧いただきたい。
本市のこれまでの景観施策の経緯をまとめたものである。

1 美観形成要綱による景観誘導

本市では、昭和５６年３月に「広島市都市美計画」を策定し、良好な景観形成に向けた施策展開を早くから進めて、平和記念公園及びその周辺の区域については、平成７年９月の原爆ドームの世界遺産への推薦に当たり、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱（以下「美観形成要綱」という。）」を制定して形態意匠の基準を定め、世界遺産の周辺にふさわしい景観の形成に取り組んできた。

その後、原爆ドームに隣接した街区での高層マンション建設を契機とした景観意識の高まりや、被爆６０周年を機に平成１８年３月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」の中で、平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針として、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産にふさわしい景観を誘導する」としたことを踏まえ、平成１８年１１月に、更なる景観誘導の充実を図るため美観形成要綱を改正し、建築物等の高さ制限を設けた。

平成２０年には、景観誘導の実効性を高めるため、景観審議会での審議を経て、景観法に基づく「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区景観計画の素案」を作成し、地元説明を行ったが、法的位置付けのある高さ制限への理解が得られず、平成２１年７月には、議会において当該景観計画（素案）の白紙撤回を求める請願が採択された。

このことを踏まえ、高さ制限については、平成２２年１２月に景観計画から一旦除外し、当面、美観形成要綱で対応し、全市民的な議論を深めるなど、丁寧なプロセスを経ながら、地元理解の状況も踏まえ検討していくことにした。

2 景観計画による景観誘導

(1) 広島市景観計画の策定。平成２４年２月以降、原爆ドーム及び平和記念公園周辺での法的位置付けのある高さ制限の導入も視野に、様々なテーマで毎年景観シンポジウムを開催し、建物の形態や色彩、高さなどが調和したまちのあり様などについて、市民、事業者、行政による議論を深めてきた。

こうした取組の中で、平和都市広島を象徴する都市軸の存在や意義、景観を議論するときの視点場の大切さなど多くのことを学び、これらを踏まえた上で、平成２６年７月、景観形成の方針やルールなどを示した広島市景観計画を策定した。

広島市景観計画では、景観に関する基本的な方針や、形態・色彩の具体的な基準を定めており、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、景観計画重点地区として、特に厳しい基準を設けている。

なお、高さ制限については、美観形成要綱を引き継いだ「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」により建築物等の高さの基準を設けて、良好な景観の形成に取り組んできた。

(2) 原爆ドームを望む眺望景観に係る取組。平成２９年１月、世界遺産原爆ドームを望む眺望景観

のあり方をテーマに景観シンポジウムを開催し、各都市における眺望景観の保全の取組や個人の財産権と公共の福祉とのバランスの必要性などについて議論を深めるとともに、同年3月には、被爆70周年記念事業として、市民投票等により選定した広島らしい眺望景観を広く発信するためのパンフレット「Viewtiful(ビューティフル)!ひろしま」を作成し、その中で原爆ドームを望む眺望景観が多くの人から高い評価を得ていることも確認できた。

また、平成28年5月の米国大統領訪問などにより、この眺望景観が全世界に発信され、これを未来永劫大切にすることが国内外の多くの人々に改めて認識された。

3 南北軸線上の眺望景観の保全・形成、法的位置付けの付与

- (1) 「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」の策定について。原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観の重要性を踏まえ、この眺望景観を一層望ましいものとして確実に保全・形成していくため、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する必要があると考えた。その具体的な検討に際しては、まずは当該眺望景観のあり方について、市民・事業者・行政で広く共通認識を深める必要があることから、平成29年3月の広島市景観審議会への諮問等を経て、平成31年1月に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方（以下「あり方」という。）」を策定した。

この「あり方」では、「視点場」、「原爆ドームの背景として大切にすべき範囲」及び「目指すべき姿」を「南北軸線上の眺望景観」に関して設定し、この範囲内においては、建物などが何も見えない環境を目指すことにした。下の左側写真が南北軸線上の現況写真である。右側が、目指すべき姿で、原爆ドームの背景に建築物等が何も見えない姿、植栽により一部の建築物等を遮蔽したものである。

この「目指すべき姿」を実現するための取組として、視点場からの距離に応じた高さ制限を導入し、強制力を持った法的位置付けを付与することにした。具体的な高さ制限については、平和記念公園内の植栽計画を検討した上で、原爆ドーム本体部分の背景となる範囲と、植栽による遮蔽効果が見込める範囲のそれぞれについて高さの基準を設定することにした。

- (2) 「南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」の策定である。令和元年6月の広島市景観審議会への諮問等を経て、令和2年9月に策定した「南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策（以下「具体的方策」という。）」では、高さの最高限度、高さを制限する範囲の幅や奥行き等を設定するとともに、規制手法は、「都市計画法」、「景観計画」及び「屋外広告物条例」によることにした。また、原爆ドームの背景となる阿武山の取扱いについては、阿武山山頂付近が原爆ドームの左側直近部の背景となるため、原爆ドームの背景に見えてくるものは建設・設置しないことを基本とした。
 - (3) 広島市景観計画の改定等である。「あり方」や「具体的方策」に基づき、景観計画の改定案等を取りまとめ、令和4年1月4日に、「広島市景観計画の改定」、「高度地区の決定による高さ制限の導入」及び「阿武山の屋外広告物禁止地域への指定」を施行し、運用を開始している。
- ### 4 その他の眺望景観（南北軸線上以外の眺望景観）について

前記の「あり方」において、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のうち、南北軸線上の眺望景観以外については、望ましい景観の方向性について市民や関係者などとの共通認識が十分に持っていないのが現状であることから、共通認識を十分に醸成した上で、今後の景観誘導策のあ

り方を検討することになっている。

以上が資料1の説明である。

続いて、資料2を御説明する。「景観に関するルールの状況（原爆ドーム及び平和記念公園周辺）」を御覧いただきたい。

先ほどの経緯で御説明した、要綱に基づく高さ基準の範囲、景観計画における重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区）の区域、南北軸線上の眺望景観の保全形成のため、高さ制限を施行している範囲を示している。制限の内容等については、凡例をもとに御確認いただきたい。

本事業の計画地は、赤で示す位置であり、要綱による高さ基準エリアの外、景観計画の重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区））及び一般区域の中、南北軸線眺望景観対応のための高さ制限エリアの外となっている。

資料2の説明は以上である。

続いて、資料3-1を御覧いただきたい。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の景観計画を抜粋したものである。届出対象行為、景観形成の方針及び形態意匠の基準等を記載している。

53ページを御覧いただきたい。「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区」の対象エリアである。原爆ドームのバッファゾーンを中心に、東は鯉城通りとその道路端から50m以内の区域、西は河岸から2番目の街区まで、また、北はNTTクレド基町ビルを含む街区までの区域を基本に、AからE地区に区分している。

54ページを御覧いただきたい。2 景観形成の方針についてである。

6行目、「世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園においては、市民や国内外から広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことができる環境を整えていく必要があります。また、その周辺地区においては、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスがとれた都市空間を形成していく必要があります。」としている。

続いて55ページを御覧いただきたい。原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のうち、E地区の景観形成の方針についてである。

ア、「東側の区域は、低層階においてはにぎわいや楽しさを演出しつつ、都心の目抜き通りを中心とした商業・業務地区にふさわしい街並み景観の形成を図るとともに、高層階については平和記念公園からの見え方に配慮します。」としている。

61、62ページを御覧いただきたい。ここでは、E地区の建築物・工作物の具体的な基準を示している。

基準の内容は、形態の基準と、色彩の基準に大きく分かれている。

アンダーラインが引いてある箇所は、地区ごとに異なる部分である。形態の基準において、アンダーラインの箇所は視点場であり、E地区では、平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通りなどが挙げられる。このうち、平和記念公園、平和大通りは、本市が考える特に重要な視点場である。

資料3-1の説明は以上である。

続いて、資料3-2を御覧いただきたい。一般区域について、景観計画を抜粋したものである。

一般区域の届出対象行為、景観形成の方針及び形態意匠の基準等が記載されている。

一般区域の対象エリアは、13地区ある景観計画重点地区を除く市内全域としている。

173ページを御覧いただきたい。2 景観形成の方針についてである。

ア、「デルタ市街地においては、生き生きとした地域の表情づくりを進めるとともに、水や緑に親しめる市街地景観を形成します。」としている。

続いて、175、176ページを御覧いただきたい。ここでは、建築物・工作物の具体的な基準を示している。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区と同様に、基準の内容は形態の基準と、色彩の基準に大別され、アンダーラインの箇所は地区ごとに異なる部分である。形態の基準において、アンダーラインの箇所は視点場であり、一般区域では、公共の道路等の「通り」が挙げられている。また、表の上から五つ目、「外観」の項目では、「その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。」としている。

181ページを御覧いただきたい。一般区域のうち特徴ある景観を有する例示地区における地区の特性と景観づくりの方向性についてである。

C都心商店街地区、「本通りや並木通り、じぞう通り等の沿道やその周辺、紙屋町地下街には、商業機能が集積しており、さらなる商業機能の充実や回遊性の向上を図り、にぎわいと活気ある都心にふさわしい景観づくりを進める地区」としている。

資料3-2の説明は以上である。

続いて、資料4、景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱を御覧いただきたい。

第2条で、この要綱に基づく建築物、工作物等の美観形成の指針として定める基準（美観形成基準）を定めている。

別図第1を御覧いただきたい。こちらは、先ほど資料2で御説明した、要綱に基づく高さの基準を示している。これらは、美観形成基準の一つとして定めている。

資料4の説明は以上である。

続いて、都心に関する計画等について御説明させていただく。資料5の広島市都市計画マスタープラン（概要版）を御覧いただきたい。

2ページを御覧いただきたい。1 策定の目的である。「人口減少・超高齢化の進行、地球環境問題の深刻化など、都市を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増している中、本市が将来にわたって魅力あふれる「まち」であり続けるよう、長期的な視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにし、都市づくりの総合的な指針として活用することを目的としています。」としている。

5ページを御覧いただきたい。めざすべき都市構造についてである。

項目1 都市構造の転換である。「市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に居住機能、生活サービス機能などを集積する「集約型都市構造」への転換をめざします。」としている。

集約型都市構造の構成で、都心については、「広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図り、これらが相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めます。」としている。

8ページを御覧いただきたい。第5章の分野別の方針の、3、市街地整備の方針についてである。

市街化の状況に応じた方針の一つとして、「既成市街地の中で、都市機能の更新、防災化、高齢者・子育て世帯の 居住ニーズへの対応などのため、土地の高度利用を図る必要がある地区では、計画的に再開発・再整備を進めます。」としている。

また、地区ごとの方針の、(1)都心では、「都心の求心力を高めるため、広島駅周辺地区、紙屋町・八丁堀地区を中心に都市基盤の再整備や都市機能の集積などを図り、両者が相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めます。」、「広島駅周辺地区では、広域交通結末点としての機能強化や市街地再開発事業による都心の活力向上など、広島の陸の玄関にふさわしいまちづくりを進め、紙屋町・八丁堀地区では、回遊性やにぎわいの向上による都心の魅力づくりを進めます。」としている。

資料5の都市計画マスタープランの説明は以上である。

続いて、ひろしま都心活性化プランを御説明する。資料6として概要版をつけている。ひろしま都心活性化プランは、都心のまちづくりの方向性として、都心の将来像・目指すべき姿及び具体的な施策を示した計画であり、「広島市基本構想」及び「広島市都市計画マスタープラン」を上位計画とする部門計画である。

見開きの基本方針と具体的な施策についてを御覧いただきたい。

基本方針1として、「都心にふさわしく広島の顔となる空間づくり」が挙げられ、「都心の活力とにぎわいを生み出す空間となるため、広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区を中心に、建築物の建替えを促進するとともに、都心にふさわしいにぎわいあふれる空間の創出を図ります。」としている。

①の都心空間のリニューアルによる高次都市機能の充実・強化として、「商業・ビジネス・文化芸術等の高次都市機能の一層の集積を図ります。」、「民間活力を活用した都心空間のリニューアルを進めます。」、「地域の多様性を生かしながら、良好な景観の形成を図ります。」としている。

裏面の都心の将来イメージを御覧いただきたい。

広島市の都心が「誰もが集える、にぎわいと交流の都心」になるため、広島の都市のイメージとして定着している「平和」など、地域の特性をテーマとして、都心を6つのゾーンに区分している。

本事業計画地は、中四国地方最大の業務・商業ゾーンに区分され、業務・商業機能が充実・強化されるとともに、広島の顔となる風格ある街並みが形成され、にぎわいと交流が生まれる将来イメージが描かれている。

ひろしま都心活性化プラン、資料6の説明は以上である。

続いて、資料7、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域図を御覧いただきたい。

この区域図では、赤い線が都市再生緊急整備地区の広島都心地域である。緑色の線の区域の内、東側が特定都市再生緊急整備地域の広島駅周辺地区であり、西側が特定都市再生緊急整備地域の紙屋町・八丁堀地区である。本事業の計画地は、紙屋町・八丁堀地区の特定都市再生緊急整備地域内にある。

資料7の説明は以上である。

続いて、資料8、広島都心地域における都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の概要を御覧いただきたい。

1ページを御覧いただきたい。1、都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域とは、についてである。

都市再生緊急整備地域とは、都市の再生を拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生特別措置法に基づき、国が政令で定める地域のことである。

また、特定都市再生緊急整備地域とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅

速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として都市再生特別措置法に基づき、国が政令で定める地域のことである。

広島市では、平成15年に広島駅周辺地区、平成30年に紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定され、二つの地域があったが、令和2年9月に両地区を「広島都心地域」に統合した上で、新たに、その一部が特定都市再生緊急整備地域に指定された。

〈参考〉を御覧いただきたい。都市の再生とは、である。

都市の再生とは、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることである。

2ページを御覧いただきたい。2、地域指定のメリットについてである。

地域指定のメリットに、都市計画に関する特例がある。

①、都市再生特別地区についてである。

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、都市再生特別地区を定めることができる。

都市再生特別地区では、既定の用途地域等による用途規制、容積率制限、斜線制限、日影規制等を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることが可能となる。

続いて3ページを御覧いただきたい。②、道路の上空利用のための規制緩和についてである。

都市再生特別地区に関する都市計画には、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域の内、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。

このため、都市再生特別地区では、道路の付け替え、廃道を行わず、道路上空に建築物を建てる事が可能となる。

なお、本事業は、この都市再生特別地区による容積率等の緩和を想定して計画されており、そのための都市計画の変更は、環境影響評価手続の後になされる予定と聞いている。

8ページを御覧いただきたい。4、地域整備方針についてである。

左から2列目、整備の目標について記載されているが、その四つ目、紙屋町・八丁堀地区は、「平和を象徴する世界遺産・原爆ドーム、平和記念公園に連なる平和大通り及び河岸緑地の豊かな水と緑に囲まれるとともに、中四国地方最大の業務・商業集積地である地域特性を生かして、更新時期を迎える建築物の建替えに合わせた敷地の共同化、土地の高度利用及び業務・商業・文化・宿泊等の都市機能の充実・強化等により、国際平和文化都市の都心にふさわしいにぎわいと交流、さらに革新性が高いビジネス機会を生み出すまちづくりを推進」と目標として掲げている。

また、表の一番右側の列の緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項の下から二つ目には、バッファゾーンについて記載している。「原爆ドームのバッファゾーン等の建築物については、広島市景観計画に基づく世界遺産の周辺にふさわしい形態意匠にするとともに、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱、見直しがあった場合は、その見直し内容を含むが、これらに定める高さの基準を遵守した都市開発事業を誘導」と示されている。

資料 8 の説明は以上である。

まず議事(2)のア、各種計画及び基準等の確認についての説明は以上である。

○角倉部会長

ただいま資料 1 から資料 8 までにおいて、各種計画及び基準等の確認ということで資料の御説明をいただいたが、何か御意見があるか。

では私から一つ確認したい。資料の 2 に関して、今回の計画地で景観に関するルールがあるが、最初に平成 18 年に美観形成要綱で高さの基準を一旦指定されて、その後、平成 26 年の景観計画策定において、重点地区を A から E に分割される形で計画し、さらにその後、令和 4 年に南北軸線上の高さ制限を決めたという流れでよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

そのとおりである。

○角倉部会長

すなわち、今回の対象事業にかかるルールとしては、平成 18 年の高さ基準に関するものについてはかかっていない、一方で平成 26 年の景観計画の E 地区としては半分くらいが景観計画の重点地区に指定されていて、令和 4 年の南北軸に関して、高さ制限に関しては特に規制はないということよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

そのとおりである。景観計画の中で E 地区は高さ基準がないので、今回の計画地については一般区域も含めて高さの基準はない。

○角倉部会長

かかっているものとしては景観計画の一部がかかっているという理解でよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

そのとおりである。高さの基準のない形態や色彩の基準がかかっている。

○角倉部会長

それに関連して、景観計画の重点地区の E 地区だから、資料の 3-1 の 58 ページあたりに記載されている建築物の形態の基準と色彩の基準が定められているということよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

E 地区についていえばそういうことになる。

○角倉部会長

承知した。ほかはいかがか。

○真木委員

2 点教えてほしい。

1 点目についてだが、前回の景観審議会に関連することで、複数の委員から環境影響評価実施計画書に対する市長意見（令和 5 年度第 1 回広島景観審議会資料 4）についての御指摘があり、今回の資料の中にあるものについて触れて恐縮だが、景観について、「本通り商店街としての景観の変化に対して、近接空間から見た景観の変化についても適切に調査及び評価を行うこと。」というコメントがあることに対して、景観審議会又は検討部会で検討できるのかが少し気になっている。本日の説明では、先ほどの E 地区の中に低層階について少し触れていて、配置であったり緑化であったり、御指摘があった内容

も書かれている箇所はあるので、ここで対応するもしくは検討するというような形になるのか、近くからの変化についての扱いについて考えがあれば教えてもらいたい。

もう一点が、前回の審議会でも話題になった夜景やテクスチャーに関しての御意見があり、景観は広いのであまり拡大しすぎるのもよくないと考えているが、夜景のような視点を評価する、又は検討することは可能なのか。

○井上都市デザイン担当課長

まず、実施計画での市長意見に対する回答については、事業者がしかるべきタイミングで回答することになっている。ただし、眺望景観検討部会においても近景について御議論いただくことも可能と考えている。しかし、御議論いただくのは次回事業者から示される準備書（案）についてなので、それを確認してからのこととなる。

次に、夜景については、議事(2)イにおける「論点設定」で御議論いただきたい。当方としても、夜景については重要な景観の要素だと考えている。

○角倉部会長

ほかいかがか。

○吉田委員

細かいことにはなるが、資料2において、黄色に囲まれた地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区）が、敷地全体に今回下がり目にかかっている、なおかつ南棟と北棟で北棟は黄色の線の完全に外で、南棟はちょうど真ん中で線が走っていて、平成26年7月の形態意匠の基準でいくと色彩を含むということで、これをそのまま汲み取ると、南棟と北棟で全く色や素材や形態が違うという一体感のない建物になる可能性が出てくる。これはどちらかに判断して組みなおしてあげた方が建物のデザインや建築をする業者がやりやすいと思うが、それはこの検討部会で決められるものなのか。

○井上都市デザイン担当課長

事業者からはできればE地区の基準に合わせて高層部分を計画していきたいと聞いているが、これから計画の詳細が段階を追って定まっていくものなので、その都度、地権者が検討されていくものだと考えている。ただ、統一を望むといった定性的な御意見をいただくことは可能であると考えている。

○角倉部会長

要は、北棟もE地区に合わせてデザインされる意向をお持ちだということによろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

現時点ではそのように聞いている。

○角倉部会長

ほかはいかがか。

○吉田委員

眺望景観なので、いくつかの視点場というのをあらかじめ選んで提案してもらっていると思うが、その中での優先順位のようなものはつけるべきだと考えている。

○井上都市デザイン担当課長

それについては、次の論点設定の時に、そして次回の部会開催時に視点場について論点となるということであればその際に議論していただきたい。

○角倉部会長

ほかはいかがか。

○委員

(意見なし。)

【議事(2)イ 論点設定】

○角倉部会長

それでは続いて、議事(2)イの「論点設定」について、事務局から説明をお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

資料9、本通3丁目市街地再開発事業の景観に関する論点等について、事務局の案を御説明する。

まずは、1、論点の整理についてである。

本市の景観計画では、景観の定義において、見え方・感じ方に影響する主な要因として、物理的なもの、心理的なもの、自然的なものを挙げた上で、景観形成の方針と形態意匠の基準を定めている。同基準では、建築物については、形態（立地、配置、高さ、材質、緑化、広告物などを含む）及び色彩が景観の重要な要素となることとともに、眺望景観の観点から適切な眺望点（視点場）の設定も重要であるとしている。

そこで、議論を進めるに当たって、次のとおり論点を整理していただいてはどうかと考えている。

「(1)形態及び色彩について」、「(2)眺望点（視点場）の設定について」、「(3)その他について」である。その他については、景観形成の観点から、例えば、時間や季節による変化の考慮や計画建築物に導入される機能のあり方についてなどが考えられる。

続いて、2、今後の議論の進め方についてである。

今後、評価書の作成に向けて準備書（案）及び準備書の作成手続に入ることになるが、その際には、実施計画書の内容を踏まえつつ、フォトモンタージュや、景観への配慮方針などと照らし合わせながら、現地視察も行った上で確認・議論を行い、結論を得ていただきたい。

議論に当たっては、計画地が、原爆ドーム及び平和記念公園に隣接している地域内にあることから、平和記念公園を始めとする主要な眺望点（視点場）からの眺望との関係を整理しておく必要があるが、建設される高層建築物は、中近世以来の商業地に由来する本市随一の商業・業務地区の一等地に建設されることになるものであり、完成後は市域を代表するランドマークの一つになりうるものであることに留意していただきたい。

資料9の説明は以上である。

○角倉部会長

資料9の論点の整理の仕方について説明があった。

まず、私から質問だが、2の実施計画書について具体的にどのようなものか。

○井上都市デザイン担当課長

2の2行目の実施計画書とは、環境影響評価の実施計画書で、前回の審議会の時に示したものである。

○角倉部会長

環境アセスの実施計画書という理解でよろしいか。

○井上都市デザイン担当課長

そうである。

○角倉部会長

それでは、いただいた論点整理の仕方をベースに議論を進めさせていただきたい。

まず1点目、特に形態及び色彩の基準について、景観計画に示されていること、それ以外のことも含まれていると思うが、自由にコメントいただきたい。

まずは景観計画の中から確認しながら進めていこうと思う。資料3-1の61ページにある景観計画E地区が重要と思われるので、E地区の方から議論を行っていきたい。形態及び色彩、視点場も入ると思うがいかがか。

また、確認だが、この部会では形態の基準全てに対して検討するのか、重要と思うものを取り上げて議論するのか。しかし、現地視察を行わないとこの項目の議論は難しいので、ある程度優先順位を決めるという方向性でよいのか確認させていただきたい。

○金澤都市計画担当部長

資料3-1の61ページにおける形態意匠の基準の適合状況を部会の委員に逐一確認していただく考えはなく、それは事務局の景観チェックの方で実施していく考えである。

事務局で考えているのは、54、55ページの景観形成の方針を受け、特に形態意匠について書けることが61ページに落とし込んでいる状況である。54、55ページの景観形成の方針、柱書の2段落目にある、「世界遺産である原爆ドームを含む～必要があります。」というあたりと、56ページにありますE地区の方針について、これから計画として示されているのはどうなのかという点が論点を支えていく部分になっていくと考えている。

○角倉部会長

そうすると、55ページのE地区の特にアのところだが、やはり高層階の平和記念公園の見え方というのは重要になるということでしょうか。

○金澤都市計画担当部長

そのとおりである。それに加えて、低層階部分についてもどのようなことを景観の観点からよくしていくために御意見をいただけるのかということになる。御覧いただく対象について、今日の時点で事務局側は把握しておらず、次の部会において準備書(案)を示していただく予定となっているので、その準備書(案)に示されてくる建物の計画を御覧いただき、一つの論点の補足として、景観計画の景観形成の方針に示されている見方を御参考に御議論いただけたらいかかと考えている。

○角倉部会長

承知した。では、今いただいた御回答を踏まえて意見を出していただきたい。

○吉田委員

フォトモンタージュ的なものがない中でなかなかイメージが掴みづらいが、ただ一つ言えるのは、視点場で一番重要となる場所は慰霊碑前だと思う。そこから南北軸線上で慰霊碑越しに原爆ドームを見たときに、以前の目指すべき姿を確認しているので、そこでは慰霊だとか鎮魂が感じられる空間であると同時に、建築とその背景を含めて、それと対局にあるような広島のもう一つの復興の歴史だったり、にぎわいだったり、そういうものが感じられなければならないと考えている。その二つの対局にあるものをどう両立させていくのかというのは非常に難しい問題でもあると思う。

もう一つ、慰霊碑に向かう動線として、平和記念資料館のピロティに立った時に、どうしても距離があるので、人間の視野を考えると両方が同時に見えるので、そこでの見え方と、慰霊碑の前に立つ

た時の見え方で、それぞれ二つの感じ方ができるのか、どういうものを目指したらいいのか。ぼんやりとはしているが、そんなイメージではある。

そのためそういう意味で言うと、南北軸については原爆ドームの背景に何も建物が見えないというのを目指す、逆に、東側の街の復興やにぎわいを感じさせるような部分では、ランドマークとなり得るようなものがあり、幸いなことに平和記念公園内の樹木があり、さらにその先に元安川があることから、そういう意味では、二つの自然物の緩衝材があるので、あまり形態や色や高さに神経質にならなくても個人的にはいいと感じている。もちろん、モンタージュができたときに実際にそういうふうに見えてくるのかというのはさらに検証が必要だろう。

○角倉部会長

委員の話された内容としては、慰霊碑というものの存在と対局にある空間をどう創り出すか、どう両立させるかということで、ランドマーク的なものをいかに誘導しながら、動線で連続性のある移動をしながらの見える空間、景観景色がどのようなものになっていくかをきちんとデザインしきれば高さや形態に、あまり神経質になりすぎる必要はないという御意見だったと聞き取ったが、これに関して真木委員や高田委員はどうお考えか。

○高田委員

にぎわいと平和記念公園から見える通りの両立は確かに難しいと思うが、平和記念公園の視点場の方から見ると高層階の方が見えると思っており、にぎわいの方は低層階で変化をつけるのかと資料を見て想像した。そうすると、遠くからばかりの高層階に向けている視点場が多いと感じた。今回の景観審議会では求められているのは、平和記念公園からだけのものではなく、近景の低層階のにぎわいの方も一緒に見るべきだと思った。

前回の審議会の時の本通りから見る視点も必要なのではないかという意見があったが、確かににぎわいという目線である低層階、それから本通りとの連続性、本通りもこれから変わってくるとは思うが、本通りからもかなり見えると思われるので、本通りからの視点場というのも考えてもいいのかと思う。

○角倉部会長

景観の要素として建物は当然あると思うが、季節の移ろいやそこで行われているイベント、朝なのか昼なのか夜なのか、あとは中長期的な時間の要素もある。また、遠くから見るのか近くから見るのかという立体的な見方をする必要ももちろんあるので、確かに近景というものの存在を忘れてはならないと思った。

真木委員いかがか。

○真木委員

先ほどの鎮魂と復興、にぎわいの風景のどちらも大事という話を聞いて、なるほどと思った。広島風景として大事だと勉強になった。

鎮魂の方はやるべきことがはっきりと見えていると思う。しかし、にぎわいの方はやはり経済活動の中で進展していくものなので、ある程度そこに依存していくことだと思うが、どうしても今の制度だと、土地がまとまったところで緩和を使って非常に高いビルを建てて、周りに良い影響を与える場合があればそうではないケースもあると思う。そういう景観というのが、今回の眺望の外の話にはなるかもしれないが、望ましい姿なのかというのは少し疑問を感じることもある。特にほとんどの街もこのよ

うになってきているので、広島市のにぎわいの風景というのが、そういうことと考えていいのかどうか議論する余地はあってもいいと思う。

具体的に先ほどの形態の話で気になっているのは、形態で本当に一番大事なのはプロポーショナルだと思うが、プロポーショナルは指標として書けないだろうと思いながら拝見した。ただ、今回はツインタワーということで、あまりマッシブにならずほっそりしたプロポーショナルで計画されているというのは、今紹介のあった広島駅南の西国街道のビルなどすごくほっそりしたシルエットで建っていることを意識したのかプロポーショナル自体を検討されたのか不明だが、割と積極的に評価できるのではないかと考えている。

○角倉部会長

あと形態と少し別だが、景観というのは結局対人間との関係であるため、ここがいかに良好になるかということが良好な景観づくりに絶対不可欠だろうと私は考えており、今回のプロジェクトによって、例えば新しい視点場が生まれてきたり、新しい景観が生まれたりということも想像される。今回の準備書を見てわかるかどうかは別だが、見る人間側との良好な関係性をどう構築するのかというところは景観形成上では非常に大事である。今度の現地確認でそれが対象になるとは思わないが、準備書（案）の段階であれば、例えば人を巻き込むであったり、新しい視点をどう作れるのかについては論点としてあってもいいと個人的には思っていた。吉田委員が「むしろ人も味方につけた方がいい」と前回の審議会でも御指摘された際に、もしかしたら超高層ができることによって、そこから平和記念公園が逆に見えるようになるということも十分に考えられた新しい視点場の存在が出てくるのかと思ったので、そういう良好な見る人間との関係づくりという環境形成のプロセスのようなところも含めた論点があってもいいのではないかと考えた。

ほかいかがか。

○真木委員

先ほど言われていた照明とか夜景に関してはここに関係あることなのか。ビルが高いので夜の景色の景観も変わってくると思う。ビル側の方は暗くなるということもあり、今の高層ビルなどはかなり照明にこだわっていて、以前だったらビル内部の明かりだけだったが、ビル自体の照明も考えられるようになってきているので、照明に関してはこの場で論点としてよいのか。

○井上都市デザイン担当課長

照明・夜景について、(3)の「その他について」で論点としていただければと思う。例えば、時間や季節による変化の効力というのを提示しているが、その他にも考えられるので、そこを我々としては考えていただきたいと思っている。また、委員の皆様の御意見があればそれはまたおっしゃっていただきたいと考えている。

○金澤都市計画担当部長

少し補足すると、この論点等についての案を事務局が考えたときに、角倉部会長からお話しがあったソフト的なお話、それから高田委員からお話があった夜景については、都市デザイン担当課長が申し上げたように、(3)の「その他について」でお話をしていただければどうかと考えており、(1)については景観計画とその他によるハードの話を主眼として考えていたので、議論の仕分けとしては今申し上げたようなことを考えながら、この案は作成したつもりである。

○角倉部会長

なかなか形態と色彩に関しては難しいと思うところがあり、真木委員がプロポーショナルという話をおっしゃられたこと、あとは吉田委員からは復興としてのシンボルとの両立を考えるとすればあまり形態とか色彩に過度に神経質にならなくてもよいのではないかということなどが関連すると思っている。また、ツインタワーという形態がもしかしたら比較的良好な景観を生み出してくれる要素になるのではないかという意味では、やはりプロポーショナルというのは、準備書の段階ではおそらく難しいと思われる。しかし、フォトモンタージュの段階で、プロポーショナルの輪郭だけでも掲載されているのであれば、その時に議論してもよいのではと思うので、ぜひプロポーショナルに関しても論点に加えていきたいと考えている。

今出た意見を整理すると、夜の景色というのは確かに時間帯や季節によっても違うと思われ、おそらく西日が当たった時の夕方の景観というものも、建築、形態の一部で素材と大きく関係するかと思われる。また、形態の中で材質というがあるので、その辺りも議論としてはあり得るのかと考えた。

ほか今の流れで形態についてはいかがか。

○吉田委員

形態というよりも先ほどの夜景の話と照明の話になるが、おりづるタワーができた時に平和記念公園を見る新たな視点場ができた。それから、角倉部会長が先ほど言われた今回のビルができることによって、そこからの眺望というか、平和記念公園内の今後の夜間の照明計画のようなものというのも今後必要になってくるのではないかと思う。どれだけの高さになるか分からないが、ある程度高層から見た時には、南北の軸線のゲートパークの桜並木にも夜に照明が見えるだろうし、その先のスタジアムの芝生広場にも何か軸線をイメージしたような造形が今後できるかもしれないので、それも含めた上でも夜景や夜間照明について今後考えていく必要が出てくるのかと思っている。

○角倉部会長

今までおりづるタワーからだ軸線上に乗るつもりで見ていた平和記念公園の様子が、横サイドから見えるというのは軸線をより長く実感できる一つの大事な視点場になるのかなと思われる。まさに吉田委員がおっしゃられたようなスタジアムの方まで連続して続く軸線がもし仮に想起できるような照明計画や公園計画ができるのであれば、今日冒頭の資料1で説明のあった公園のあり方に繋がる、より発展的な公園に繋がると思う。そういったことが次回の時にできればと思うので、ぜひこの点も夜景、照明計画も含めて論点として入れていきたいと思う。

形態意匠についてはいかがか。

○真木委員

視点場についてはいかがか。

○角倉部会長

視点場のご希望があったので、(2)の視点場の設定に移る。

先ほど吉田委員の方から優先順位についての話があったが、視点場の設定について御提案等あったら御意見いただきたい。

○真木委員

先ほど視点場が増えたという話があった。南北軸線上の眺めというのは共有されるようになっているが、やはり景観は市民にとってあまりまだ馴染みがなく、共有しやすい視点場で景観を皆で考えていくことが比較的重要だと考えており、中でも中工場の6階の展望デッキからの眺めというのは、広島市

民が共有できる眺めとして評価するというのではなく、扱っていくってことはできるのではないかと思った。やはり映画の影響がすごく大きく、中工場に行くとあの様に眺められるというのが映像としても共有されていて、広島に来る人に対しても映画のシーンをイメージできる場所があるので、なかなかこれと言える視点場が広島には多くない中、皆にとっても広島という風景の一つに扱っていいのではないか。いろいろな機会がある度にそういうものとして議論の俎上に乗せていくことができるといいのではと思った。

○角倉部会長

視点場に関して、ほかはいかがか。

新しい視点場ができてきて、それを皆に共有するという方向性という話で真木委員からいただいたと思うが、新しい視点場以外で今現状ある公園や本通り商店街を含めてこういう視点場からの視点、眺望、眺めというものをきちっと議論しておく必要があるというところを少しリストアップできたら思うがいかがか。

吉田委員が先ほどおっしゃった優先順位について、イメージ等があればいただきたい。

○吉田委員

東側E地区のことを考えると、個人的には慰霊碑、そしてそこに向かう平和記念資料館の真下、この辺りだろうと思う。

○角倉部会長

高田委員はいかがか。先ほど本通り商店街のことを話されていたが。

○高田委員

今回の視点場が、高層階を見るだけの視点場になっていると感じており、もっと近場から見えるような場所もあってもいいのではと思う。例えば、本通りの金座街の方など、人がよく集まってよく見える低層部の景観についてもあってもいいのではと思う。

○角倉部会長

具体的に低層部の景観で、前回アーケードの話があったと思うが。

○高田委員

低層部も景観の一部と思う。今回見ている場所があまりにも高層部ばかりと感じており、特ににぎわいを見せるというと、やはり低層部である。にぎわいを見せるものであるため、高層棟と低層部では照明も違うと思われる。そのため、どこかからより近場から見える地点も視点場にあっていいのではないかと考える。

○吉田委員

もう一つ忘れていたが、まずは、高層の見方の視点場から先に話させていただきたい。もう一つ重要な視点場というと、反対側の相生橋側からの原爆ドームの背景に、今回のツインタワーが一直線で重なる、その視点場が気になる。意匠や色彩が一番気になるポイントなのかと思う。

○角倉部会長

景観計画の66ページにある、その場所から見える景観は大変重要なのではと私も思っていた。平和記念公園を訪れた方が、立ち止まられて写真を撮るスポットであり、気にされる場所だろうと思う。視点場としては相生橋付近から見る道路越しの景観と、そこに入り込む今回の事業のプロジェクトに建てられるビルの形態、だからこそ、形態や色彩が重要視されるというところはあるかもしれない。

○金澤都市計画担当部長

視点場については、環境アセスメントの実施計画書において、事業者側で気にされているポイントを14選んでおられる。その中には、紙屋町交差点のような近い視点場や竜王公園のようなかなり遠い視点場なども多様に配慮されて選定をされている。吉田委員がおっしゃった、平和記念公園内についても視点場設定をされているので、基本的には、事業者側で設定されている視点場に大きな不足はないというふうに事務局としては受け止めている。ただ、真木委員がおっしゃった、吉島からの視点場は含まれていないので、要否も含めて、また御議論をいただきたいと思っている。また、景観の観点から重要な視点場があると審議会の方でお話があれば、事務局の方で資料は準備をしたいと考えている。実施計画書は今日の資料には含まれていないので、この後すぐに改めてお送りをして、こういった場所が設定されているということと、それについて大きな過不足がないものをつまえて差し支えないというふうに、事務局は考えているところである。

○角倉部会長

吉島は確かに、前回の審議会資料に入っていなかった。ただ、重要な視点場の中から、今回出てきた、特に重要視すべき視点場というものも出てきているので、特に資料館下から慰霊碑への動線の部分、シークエンスとしての形式になると思うが、あとは、商店街のにぎわいというところ、あとは相生橋越しという重要なところがあるので、ここを重点的に見るというのは、論点の整理上大事なのかなと思われるため、よろしく願いたい。

ほかの視点場に関していかがか。

それでは、(3)「その他について」として、形態及び色彩、また、眺望点の視点場設定以外について、特に、景観・眺望に関連しまして、準備書含めて景観形成上大事だと思われる論点を出していきたいと思うが、御意見あればよろしく願いたい。

先立ってこれまで話があった事項を確認したい。

まず、夜景における時間帯の違いによる見え方の重要性であったり、前回の景観審議会の時にも出てきたが、植栽についてもかなり重要であると個人的には考えている。特に近景。市民や観光客の方が歩かれている場所でのこのプロジェクトの建てられる空間の見え方としては、植栽も平和記念公園とリンクするものになるので、重要なのではないかと個人的には感じている。

私がソフト的な話をしたが、やはり景観形成上、市民の方にどれだけ知っていただけるかというところがかなりキーだと考えており、それが良好な関係になり、そこに愛着を持って良い眺望景観に変わってくるとすれば、この再開発がただの建て替えというのではなく、もう少し新しい再開発の形というかプロジェクトのデザインをしていただくことが重要ではないかと思う。その一つのキーワードがやはり市民とどのようにこのプロジェクトを関係づけるかということだと思っており、これは実施される段階にならないとなかなか難しい話だと思うが、人との関係性、市民との関係づくりを盛り込んでいただきたいとは思っている。

ほかはいかがか。

○吉田委員

場所柄で本通りの真上に立つということで、本通り自身はもう公共空間、そういう意味では他のビルに比べてビル建物内の公共空間の割合が多くなると思うので、市民の人たちがそこでどう集うのか往来するのか、そういったことも今後はそのデザインや空間づくりに関係してくるのではないか

と思う。

○角倉部会長

今吉田委員がおっしゃったような市民の集い方、居方というのは非常に大事な論点で、これが次回にどこまで行けるか少しわからないが、コメントとして残しておくことは重要と思った。

○吉田委員

もう一つよろしいか。造形というか意匠の件で、私自身が造形が専門なので、形に対して非常にこだわりがある。なおかつツインタワーということを知り、広島はそう考えると以前から対になった建築物が結構ある。代表的なところではイサムノグチの平和大橋と西平和大橋の関係であったり、比治山の二つのピークに立つ現代美術館と放射線影響研究所、あの辺りの対になる考え方というのは、昔から建築家がいろいろとトライをしていい参考例もあるし、Aシティーのツインタワーだとか、広島駅前の建物も別々の建物だがある意味対に見える。そういう中で今後造形デザインとして、二つのものをどう関係づけた意匠にしていくのかというのは非常に興味がある。

○角倉部会長

ツインにすることでゲート感が出るというのもある。建築の形態的な話でいうと、門を作る一つのシンボルとしては対というのは非常に相性がいい。そのため、本通りにツインタワーができてツインのものが柱として認識されると平和記念公園に向けた一つの道筋が見えてくるところもあると思われる。

真木委員いかがか。

○真木委員

私も建築の人間なので、都市の景観というのは大きすぎる。それはおそらく市民の人たちも一緒だと思うが、中工場の中から見れたらいいと思うのは、建築を通して都市を理解できる割と数少ない場所だと思うからだ。実際は丹下さんの南北軸もすごく意識されているし、都市と自然の間のフィルターとしてデザインされてるというような、建築を通して都市を理解することができる数少ない建築物、かつ広島市が中心になって実施したすごくいい建築でもあるので、視点場に入れるといいのではと思う。

○角倉部会長

確かに遠景が少ないので、もう一つの視点場として中工場からの遠景も取り入れてもよいかもしれない。海に近い見え方というのは、広島の港のストーリーとして合わせて取り入れてもよいのかもしれないと思った。視点場として加えてみてもいいという意見だった。

それでは、皆の意見を取りまとめた。順に、(1)(2)(3)という形でさせていただく。

(1)「形態及び色彩」に関しては、一つはプロポーションという話が出た。先ほど吉田委員がおっしゃられた、ツインにおける造形をきちっと踏襲していただくということが十分考えられるし、そのプロポーションというのを見ていくというのが重要ではないのかという論点が出たと思う。

続いて、形態に関しては、時間帯による景色の違いとか、例えば夕景という話を私がしたが、材質は論点として十分にあり得るのではないかと思った。

そしてさらには、視点場と大きく関係はするが、相生橋からの見え方というところは、形態と関連づけた視点場という意味では非常に大きなところだと思う。併せて、最初に視点場との関連になるが、慰霊碑、そして資料館、資料館から視点としての見える景観という意味での形態、色彩といったものが先ほども重要だということで、これも論点の重要な一つになるというふうに思って整理させていただきたい。特に慰霊という空間に対しては、ある程度の確立されているものがある中で、一方で復興、にぎ

わいといったところに対する対極的な空間の見せる眺めというところの重要性という話だったと思う。

ほかには、眺望点、視点場について、真木委員から共有しやすい視点場というのが大事だという話、あと優先順位をつけなければいけないという話があったかと思う。

そして重要な視点場がある中で、特に今申し上げたが、慰霊碑と資料館からの動線、あとは本通りを含めた商店街、にぎわいを見せる視点場、相生橋から見える視点場、それと吉島の中工場から見える視点場があった。ほかには私の方から、新しい視点場ができる可能性があるということで、どういう形で整理できるか論点になるかわからないが、新しい視点場というところがあったかと思う。

その他としては、いくつか出ている。近景が大事だという話が出た。特に復興の象徴であるにぎわいを示すこととしては、低層階の近景をきちんと整備することが大事だという論点があった。次に本通りというのが公共空間であるということ、つまり市民の集め方、そこでの過ごし方というものが大事になるので、そういったものの見え方、そういうものが作る眺めが重要だという話だったと思うので、これも論点になると考えている。

次に夜景や夕景から来る見え方、その影響というところが論点として挙げられたと思う。

また、私から申し上げたが、見る側、見る人間側との関係性づくりという、ちょっとソフトな話をさせてもらった。これも論点になると思っている。

そして、吉田委員から出たが、新しい視点場との関係性でいうと、照明計画みたいなもの、このプロジェクトの中身の話ではないかもしれないが、ここから出てくる派生的な一つの議論として、平和記念公園内の照明計画も十分に考えられるのではないのかという話が出たかと思う。

あと論点としては、近景における植栽ということを申し上げさせていただいた。

このように整理させていただいたが、(1)から(3)の形態及び色彩、眺望、視点場について、そしてその他について、いろいろと論点となる要素をいただけたと考えている。

○井上都市デザイン担当課長

事務局の方でいったん整理させていただいて、また部会長に御相談させていただきたい。

○角倉部会長

そのほか事務局の方から何かあればお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

2の今後の議論の進め方については、いかがか。

○角倉部会長

2の今後の議論の進め方について、準備書を踏まえてモニタージュや景観配慮方針などを照らしながら現地視察を行った上で議論するということがあったかと思う。これに関していかがか。議論の進め方になるが、個人的には今回出た論点を踏まえてそこを照らし合わせながら準備書を確認して、現地視察をすることを通して方針が出せればいいと思うが、いかがか。

○委員

(異議なし。)

○角倉部会長

ではこの2の基本的な方針に従って次回は進めていきたいと思う。

それでは、本日予定していた議事は以上である。ほかにも事務局の方から何かあればお願いしたい。

○井上都市デザイン担当課長

次回は、眺望景観検討部会を令和6年2月上旬頃開催する予定で、準備書（案）で示される内容確認及び現地視察を行った上で御議論いただきたい。なお、本件は再開発事業であり、開発計画の詳細は、今後とも段階を追って定まっていくものと承知している。この度の審議会・部会においては、環境影響評価手続の現在の段階である準備書（案）で示される内容に関して、御議論いただくことになるので、よろしくお願いいたします。

○角倉部会長

承知した。それでは、準備書（案）で示される内容について、景観形成の観点から求めることについて議論をしていくことでよろしいか。

○委員

（異議なし。）

○角倉部会長

それでは、これで本日の審議を終了とする。

【閉会】